

2024年度小規模修繕事業者の登録を申請される方へ

1 目的

この登録制度は、釧路市が発注する小規模な修繕の受注を希望する方を登録し活用することにより、中小企業等の受注機会の拡大を図るものです。

2 登録できる方

釧路市内に主たる事業所を有する法人、又は釧路市に住民登録を有する個人の方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は、原則として問いません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、登録できません。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
- (2) 建設工事等又は物品購入等の競争入札参加資格を得ている方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- (4) 市税等を滞納している方
- (5) 暴力団・暴力団員又は暴力団関係事業者

※(2)の規定にかかわらず、旧阿寒町若しくは旧音別町に主たる事業所を有する法人、又は旧阿寒町若しくは旧音別町に住民登録を有する個人の方は、物品購入等の競争入札参加資格を得ていても、登録できます。

3 対象となる契約

予定価格が50万円未満の修繕で、その契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものです。

4 登録申請について

- (1) 登録申請は、毎月1日から10日までの市の休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）を除く毎日受付けます。

ただし、10日が市の休日に当たるときは、その直後の休日でない日とします。

- (2) 登録申請にあたっては、次の書類を郵送又は電子メール提出してください。

ア 釧路市小規模修繕業者登録申請書 (様式第1号)	釧路市役所ホームページからダウンロードにより利用してください。また、市役所3階契約管理課、阿寒町・音別町各行政センター地域振興課にて様式を配付しております。 【釧路市役所ホームページ】 https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/nyuusatsu/1006658/1006659.html
イ 修繕実績等報告書 (様式第2号)	
ウ【法人の場合】 現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【個人事業主の場合】 代表者の身分証明書及び住民票	【法人の場合】 法務局で発行される「現在事項全部証明書」を提出してください。 【個人事業主の場合】 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等は不可)は本籍地がある市町村で取得できます。また、住民票(抄本)は市役所防災庁舎2階戸籍住民課で交付しています。

<p>エ 釧路市税完納証明書 (※納税証明書は不可)</p>	<p>市役所1階市民税課、各行政センター、各支所で交付しています。 なお、個人の方で、市税の課税が無い場合は「滞納なし証明」を提出してください。</p> <p>※釧路市税完納証明書の申請についての詳細は、釧路市ホームページ「完納証明書(滞納なし証明書)」をご覧ください。 ※申請日直近のものを提出してください。</p>
<p>オ 資格者証、許可証等の写し</p>	<p>業務履行に関して、取得している許認可証等がある場合は、その写しを添付してください。 なお、電気、管、消防設備の修繕を希望する場合は、下記に挙げた資格以上の資格者証が必要となります。</p> <p>・必要な資格 電気・電気通信 電気工事士 管 技能士 消防設備 消防設備士</p>
<p>カ 暴力団排除に関する誓約書 (様式第3号)</p>	<p>申請者名で記載してください。</p>
<p>キ 印鑑届出書(様式第4号)</p>	<p>使用印(見積・請求で使用する印)を押印してください。<u>メールで申請する場合は、PDFにして提出してください。</u></p>
<p>キ 登録決定通知書返信用封筒</p>	<p><u>申請書のメールアドレス欄に記入している場合は不要です。</u> 定形長形3号(120mm×235mm)程度の封筒。 84円切手を貼付してください。 返信先を明記してください。</p>

※ ウについては申請日前3か月以内のものを有効とします。

(3) 提出先・提出方法について

ア 郵送の場合

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
 釧路市総務部契約管理課契約係

イ 電子メールの場合

釧路市ホームページよりダウンロードした Excel ファイル「小規模修繕事業者登録申請書」に必要事項を入力し、下記【例】のとおりファイルに名前を付け、メールに添付して下記送付先記載のメールアドレスまで送信してください。

【例】株式会社〇×建設が提出する場合
 Excelファイル名：(株)〇×建設

現在事項全部証明書や身分証明書、釧路市税完納証明書、資格者証等の確認書類は、PDFで送信願います。

【送付先】

koujisinsei@city.kushiro.lg.jp

※kushiro.の後は「エルジー」です。

(4) 提出書類記載方法

ア 釧路市小規模修繕事業者登録申請書（様式第1号）

- (ア) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を営んでいる場合は、自宅の住所を記入してください。
- (イ) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- (ウ) 「代表者職氏名」は、法人の場合は通常使用する請求書の「代表取締役」等の役職名及び氏名を記入してください。
- (エ) この申請書に押印する印は、見積書や請求書等に使用する印を押印してください。法人の場合は会社印ではなく代表者印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。個人印は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等変形しやすいものや、量販されている印は使用しないでください。
- (オ) 登録を希望する業種は、該当する業種の番号に○を記入してください。なお、登録できる業種は5業種までとします。
- (カ) 「代金等振込先指定口座」には、希望する振込先の口座を必ず記入してください。

イ 修繕実績等報告書（様式第2号）

- (ア) 「業務実績等」については、官公庁、民間は問わず、これまでの修繕の実績についてできるだけ具体的に記入してください。
- (イ) 「保有する免許等の名称」については、希望業種に関係する免許等の名称を記入し、資格者証等の写しを添付してください。

5 申請後について

登録期間は登録申請の翌月1日から2025年（令和7年）3月31日までです。申請書類の内容を確認し、要件を満たしている場合は小規模修繕事業者登録名簿に登載するとともに登録決定通知書を郵送又は電子メールにて送付します。

6 登録者名簿の取り扱い

登録者名簿は、庁内に公開し、釧路市が小規模な修繕の見積を発注する際の事業者選定の対象になります。

ただし、見積合わせ参加や契約を約束するものではありませんのでご承知置きください。

7 登録事項の変更の届出

申請事項に変更等が生じた場合は、変更届を遅滞なく届け出てください。

8 法令等の遵守

この制度に基づく契約の履行に当たっては、関係法令及び釧路市契約規則等を遵守して行っていただきます。

9 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が、前記2の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合には、この名簿から抹消する可能性があります。

10 契約保証金

この制度に基づく名簿に登載された方との契約締結に際しては、契約保証金を免除します。

11 損害賠償等

請け負った修繕等の施工につき、注意義務を怠ったことにより生じた修繕施設や材料の損害
その他施工に関して生じた損害は、請負者がその費用を負担しなければなりません。

また、同様の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその賠償をしなければなりません。

12 お問い合わせ先

釧路市総務部契約管理課契約係 電話 0154-31-4508 (直通)